

指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業
「デイサービスセンターはなの苑」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(広島県指定 第3471100523号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護・介護予防及び日常生活支援総合事業のサービス(以下「本サービス」という)を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」「日常生活支援総合事業対象者」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 華野福社会
(2) 法人所在地 広島県尾道市向東町12255番地1
(3) 電話番号 0848-20-6320
(4) 代表者氏名 理事長 笠井裕
(5) 設立年月 平成9年9月9日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年3月28日指定
広島県第3471100523号

※当事業所は特別養護老人ホームはなの苑に併設されています。

指定介護予防通所介護事業所・平成18年4月1日指定
広島県第3471100523号

(2) 事業所の目的

支援及び介護を要する者であって、日常生活を営むのに支障があるものに対し、主として通所の方法により、各種のサービスを提供することによって、契約者の生活に関する相談、助言、健康状態の観察のほか心身機能の向上を図り、更には家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする事業所です。

(3) 事業所の名称 デイサービスセンター はなの苑

(4) 事業所の所在地 広島県尾道市向東町12255番地1

(5) 電話番号 0 8 4 8 - 2 0 - 6 3 2 0

(6) 事業所長（管理者）氏名 山本敬司

(7) 当事業所の運営方針

- ・ 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ・ 食事は楽しくしかもおいしくいただくために、材料の吟味はもとより、調理についても関係職員が一体となって取り組みます。
- ・ 精神的なケアを進めるために「こころの相談」に力を入れます。
- ・ 幼児・児童との交流を深めて心のやすらぎを図ります。
- ・ 地域・ボランティアの中に溶け込んだ運営を図ります。
- ・ クラブ活動・ゲーム・音楽を取り入れてお楽しみ行事を行います。

(8) 開設年月 平成10年11月1日（通所介護）

平成18年 4月1日（介護予防通所介護）

平成29年 4月1日（日常生活支援総合事業）

(9) 利用定員 35人

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 尾道市内（但し、浦崎町、百島町、因島全域、瀬戸田、御調町を除く）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月火水金土（但し、1月1日～4日を除く）
受付時間	月火水金土 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月火水金土 9時30分～15時59分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対し本サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

1, 管理者 1名 (常勤)

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2, 生活相談員 1名

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

3, 看護職員 4名

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

4, 機能訓練指導員 4名

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練指導、助言を行う。

5, 介護職員 11名

介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

*以下のサービスについては、利用料金の大部分（9割～7割）が介護保険から給付されます。

☆加算対象サービスについては利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や 実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

<サービスの概要>

☆共通的服务

①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・食事の準備、介助を行います。
- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）12：00～13：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご契約者の状態に合った排せつの介助を行います。

④送迎サービス

- ・ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割を追加料金としてご負担いただきます。

＜サービス利用料金（1回あたり）＞

別表1の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回あたり700円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：130円

紙パンツ：150円

尿とりパット：30円

着てこられた衣類の洗濯 1回/100円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前にご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末に計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 現金

イ. 下記指定口座への振り込み

広島銀行 尾道支店 普通預金1061466 ㊦)カブクシカイ デイサービスセンター

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 主任 武内 亜弓

○受付時間 毎週月曜日～日曜日

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関（手順書を別途記載）

尾道市役所 高齢者福祉課 介護管理係	所在地 尾道市久保一丁目15番1号 電話番号 0848-38-9137 受付時間 8：30～17：15
広島県国民健康保険 団体連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0783 受付時間 8：30～17：15
広島県社会福祉協議会 福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3419 受付時間 8：30～17：00

7. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
- (2) 建物の延べ床面積 326.58㎡ (浴室共用部94.74㎡含)
- (3) 事業所の周辺環境 尾道水道に面し、対岸に尾道造船所を望み、風光明媚な環境にある

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

①通所介護計画では、居宅サービス計画に沿って、具体的なサービス内容や援助目標を定めます。
※その担当者は施設サービス計画の原案について、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
※サービス実施日や加算対象サービスの利用の有無等については、居宅サー

②通所介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更いたします。

③通所介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

- (2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

- ①要介護認定を受けている場合
- ②要介護認定を受けていない場合

3. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

5. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日ま

ですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院又は入所された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンターはなの苑

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏

名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

* 重要事項説明書付表

デイサービスセンターはなの苑ご利用料金表(1割負担)

(単位:円)

サービス提供時間区分		6時間以上～7時間未満						
利用料項目	介護度	要支援1 事業対象者	要支援2 事業対象者	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型通所介護費		1,798/月 (週1回程度の利用)	1,798/月 (週1回程度の利用) 3,621/月 (週2回程度の利用)	584/日	689/日	796/日	901/日	1008/日
入浴介助加算 I					40/日			
サービス提供体制強化加算 I		88/月	88/月 (週1回程度の利用) 176/月 (週2回程度の利用)			22/日		
生活機能向上グループ加算		100/月						
中重度ケア体制加算						45/日		
科学的介護推進体制加算		40/月				40/月		
認知症加算(日常生活自立度Ⅲ以上の方)						60/日		
介護職員等処遇改善加算 I								
1ヶ月の総利用単位数 × 9.2%								

2024年6月1日現在

※ ご利用料金の精算・支払請求はご利用のあった月の最終日とさせていただきます。

※ 事業所が送迎を行わなかった場合、片道に付47円の減額となります。

※ ご利用料金につきましては申請により減額・免除等の制度がございますので、詳しいことはお問い合わせください。